

# 富士川流況改善連絡調整会資料

## 維持流量及び正常流量の 設定経緯について

令和8年3月17日  
甲府河川国道事務所

河川法 (昭和39年7月10日法律第167号)

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、**河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され**、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

河川の適正な利用と流水の正常な機能を維持するために  
必要な流量

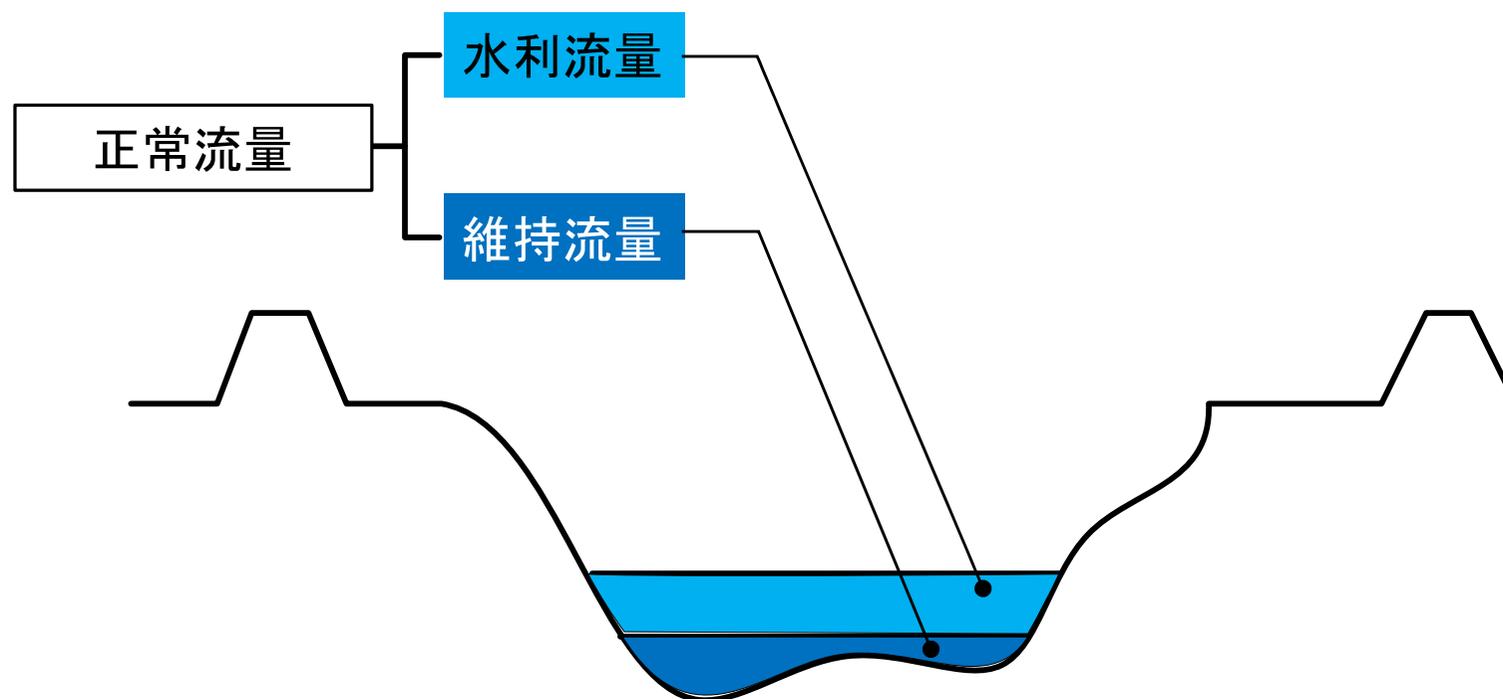


**「正常流量」**

# 正常流量とは

正常流量とは、流水の正常な機能を維持するために必要な流量であって、**維持流量と水利流量の双方を満足する流量**をいう。ここに、維持流量とは、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮し、維持すべきであるとして定められた流量をいい、水利流量とは、流水の占用のために必要な流量をいう。

「正常流量検討の手引き（案）平成19年9月」より



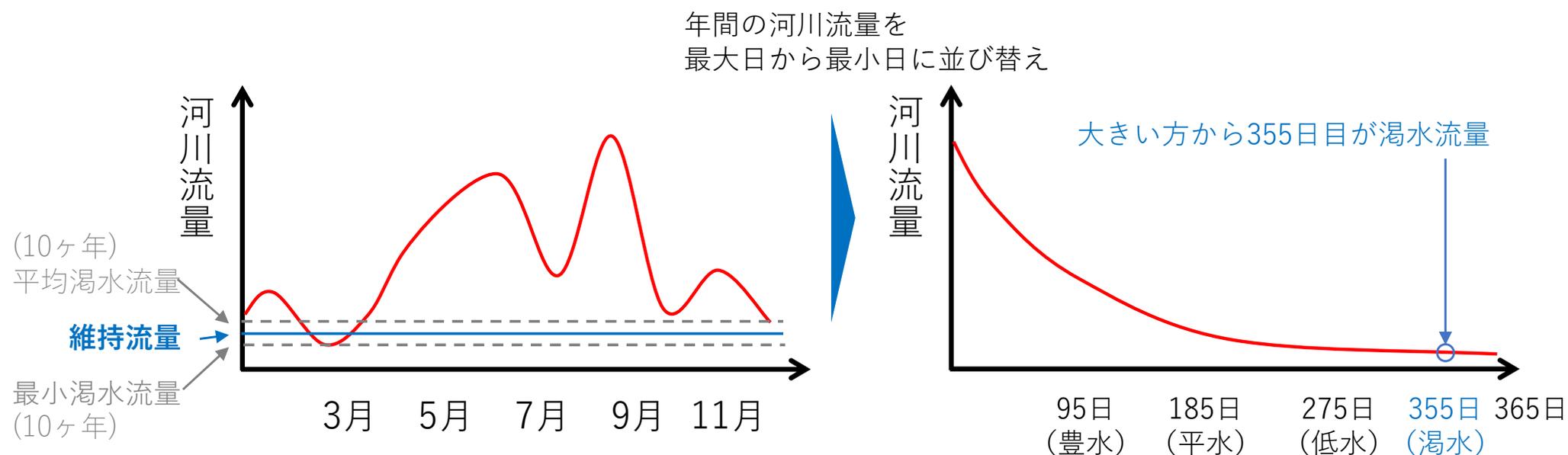
# 富士川維持流量の設定について

## 維持流量とは

- 維持流量は、渇水時に確保すべき流量。
- 全国で設定されている維持流量は、10ヶ年平均渇水流量と10ヶ年最小渇水流量の中間くらいの値で設定されている場合が多い。

「正常流量検討の手引き（案）平成19年9月」より

## 渇水流量の考え方



# 富士川維持流量の設定状況について

## 維持流量・水利流量・正常流量

### 【維持流量】

舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮し、維持すべきであるとして定められた流量。

### 【水利流量】

水道用水、工業用水、農業用水等の流水の占用のために必要な流量。伏没・還元も考慮。

### 【正常流量】

流水の正常な機能を維持するために必要な流量であって、「維持流量」と「水利流量」を満足する流量。なお、正常流量は、河川における流水の正常な機能を維持するために定めるものであり、渇水時においても確保すべき流量を設定。

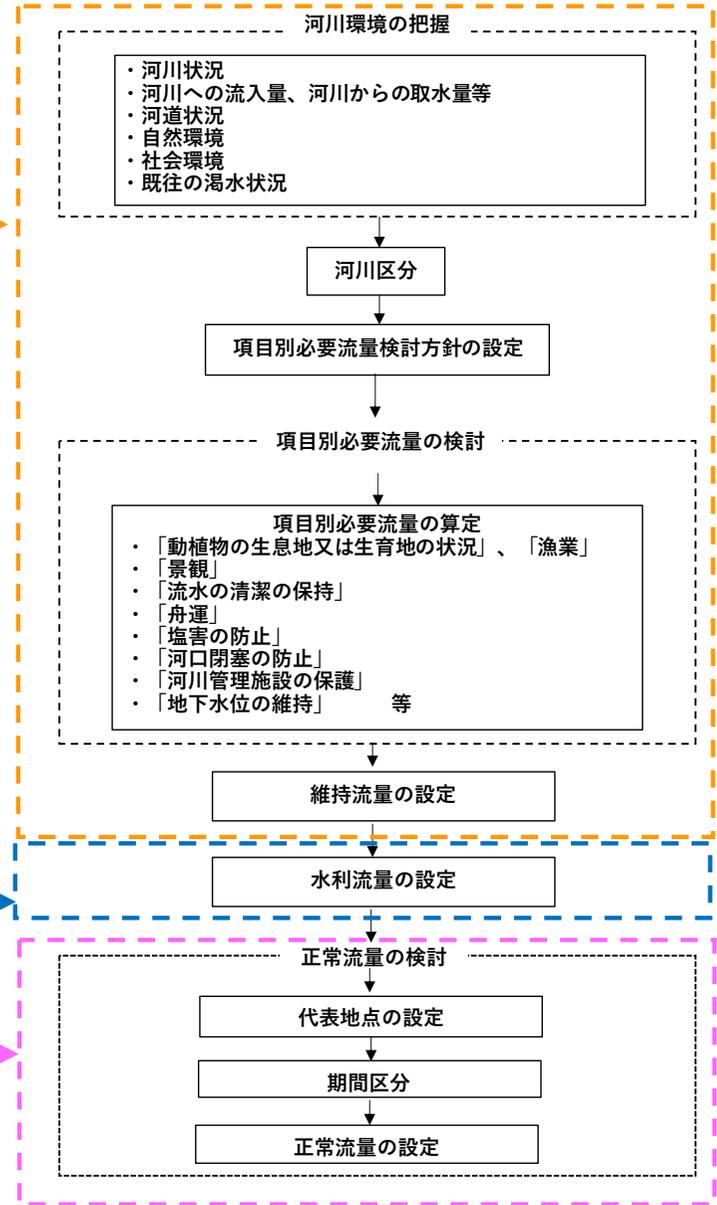
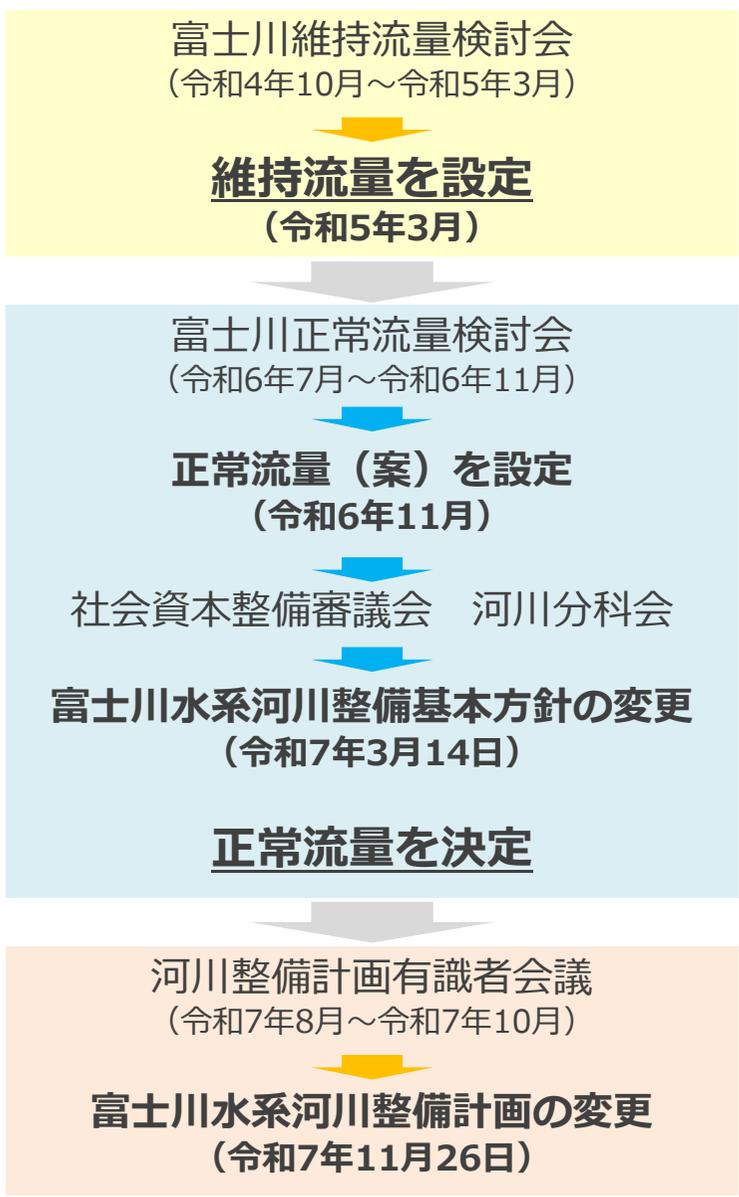


図1 正常流量設定手順(正常流量検討の手引き(案)より)

# 富士川水系での正常流量の設定の流れについて

- 富士川維持流量検討会の有識者からのご意見を踏まえ、令和5年3月に維持流量を設定した。
- 富士川正常流量検討会で有識者からのご意見を踏まえ、令和6年11月に正常流量（案）を設定し、社会資本整備審議会河川分科会を経て、令和7年3月に河川整備基本方針の変更し正常流量を決定した。
- 令和7年11月に河川整備計画の変更を行い、維持流量が著しく不足する区間について当面の中期目標を記載した。



## 富士川水系河川整備計画（一部抜粋）

### 4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は維持流量と水利流量の双方を満足する流量である。富士川の水利用の状況から、現況流量に対して、維持流量が著しく不足する区間については、動植物の生息・生育・繁殖、漁業の項目による必要流量を当面の中期目標として設定し、段階的な流量の確保に努める。

表 10 当面の中期目標設定区間における維持流量と中期目標流量

(単位: m<sup>3</sup>/s)

河川名	区間	維持流量		中期目標流量	
		1月から12月	8.8	2月から5月	6.3
富士川	芝川合流点～十島堰 (河口より 13.3 km～ 22.9 km)	1月から12月	8.8	6月から8月	2.8
				9月から1月	1.6
				4月から6月	4.6
	十島堰～塩之沢堰 (河口より 22.9 km～ 40.8 km)	4月から6月	14.3	4月から6月	4.6
		7月	6.3	7月から3月	3.6
		8月から3月	6.2		

流量の確保に当たっては、流量などのモニタリングを継続的に実施し、必要に応じて水利用の合理化を検討した上で、関係機関等の協力を得ながら、流水の正常な機能が維持されるよう適正な水利用に向けて取り組む。

### 5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

発電による減水区間については、必要な流量を早期に確保すべく、関係機関と協力しながら、流量確保に向けた取組を行っていく。

令和5年3月28日関東地方整備甲府河川国道事務所HPに掲載

## 富士川における維持流量の設定及び今後の河川管理についてのお知らせ

- ・この度、富士川において維持流量を設定しましたのでお知らせします。
- ・富士川の維持流量は、別紙－1「富士川における区間別の維持流量設定結果一覧」の通りです。また、現況流量に対して、維持流量が著しく不足する区間については、別紙－1を維持流量の長期目標とした上で、別紙－2の通り「動植物の生息・生育、漁業」の項目による必要流量を当面の中期目標として設定し、段階的な流量の確保に向けた取組みを行っていくこととします。
- ・これらの維持流量については、富士川維持流量検討会の有識者からのご意見を踏まえ、富士川の特性と合わせて総合的に勘案し設定しました。富士川維持流量検討会の資料については、甲府河川国道事務所のホームページに掲載しています。(https://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/)
- ・また、今後も設定した維持流量の適正性を確認するため、河川内の地形が変わりやすいという富士川の特性も踏まえて、定期的にモニタリングを実施していきます。
- ・維持流量が設定されたことにより、現在行われている富士川の水利使用や河川敷等の利用に、直ちに制約等が生じるものではありませんが、今後、様々な方法により、沿川住民、河川利用者、有識者などのご意見を伺いながら、河川が適正利用されるよう努めてまいります。

富士川における区間別・期別の維持流量設定結果一覧

(単位: m<sup>3</sup>/s)

河川名	河川区分	区間	維持流量											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
富士川	A	河口～四ヶ郷堰 (河口より 0 km～ 4.1 km)	6.8	9.8	9.8	9.8	9.8	6.8	6.8	6.8	6.8	11.7	11.7	11.7
	B	四ヶ郷堰～芝川合流点 (河口より 4.1 km～ 13.3 km)	3.6	13.7	13.7	13.7	13.7	6.0	6.0	6.0	3.6	3.6	3.6	3.6
	C	芝川合流点～十島堰 (河口より 13.3 km～ 22.9 km)	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8
	D	十島堰～塩之沢堰 (河口より 22.9 km～ 40.8 km)	6.2	6.2	6.2	14.3	14.3	14.3	6.3	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2
	E	塩之沢堰～早川合流点 (河口より 40.8 km～ 46.7 km)	5.5	5.5	5.5	22.0	22.0	22.0	9.8	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5
	F	早川合流点～笛吹川合流点 (河口より 46.7 km～ 64.4 km)	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9
釜無川	G	笛吹川合流点～上堰頭首工 (河口より 64.4 km～ 76.8 km)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	H	上堰頭首工上流 (河口より 76.8 km～ 85.0 km)	2.5	2.5	2.5	10.2	10.2	10.2	4.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
笛吹川	I	釜無川合流点～荒川合流点 (河口より 64.4 km～ 73.7 km)	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1
	J	荒川合流点～重川合流点 (河口より 73.7 km～ 86.2 km)	1.6	1.6	1.6	6.6	6.6	6.6	6.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
	K	重川合流点上流 (河口より 86.2 km～ 92.7 km)	0.4	0.4	0.4	2.1	2.1	2.1	0.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
早川	L	富士川合流点上流 (河口より 46.7 km～ 48.9 km)	0.3	0.3	0.3	1.3	1.3	1.3	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
御勅使川	M	富士川合流点上流 (河口より 79.6 km～ 82.0 km)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
塩川	N	釜無川合流点上流 (河口より 81.7 km～ 83.0 km)	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
日川	O	笛吹川合流点上流 (河口より 86.2 km～ 87.2 km)	0.7	0.7	0.7	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
重川	P	笛吹川合流点上流 (河口より 86.2 km～ 87.7 km)	0.5	0.5	0.5	0.8	0.8	0.8	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

注) 区間欄の「km」は、河川管理に用いている河口からの距離を表している。

## 富士川における区間別・期別の維持流量（中期目標の設定区間）一覧

単位：m<sup>3</sup>/s

河川名	河川区分	区間	維持流量											
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
富士川	C	芝川合流点～十島堰 (河口より 13.3 km～ 22.9 km)	1.6	6.3	6.3	6.3	6.3	2.8	2.8	2.8	1.6	1.6	1.6	1.6
	D	十島堰～塩之沢堰 (河口より 22.9 km～ 40.8 km)	3.6	3.6	3.6	4.6	4.6	4.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6

注)区間欄の「km」は、河川管理に用いている河口からの距離を表している。

# 流水の正常な機能を維持するため必要な流量 富士川水系

- 動植物の生息地又は生育地の状況や景観など、9項目の検討により維持流量を設定し、水利流量・流入量を考慮した結果、清水端地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、かんがい期で概ね22 m<sup>3</sup>/s、非かんがい期で概ね13 m<sup>3</sup>/sとする。
- 水利流量(富士川本川)は、農業用水14.148 m<sup>3</sup>/s、水道用水0.018 m<sup>3</sup>/sである。
- 富士川水系では、近年渇水被害は発生しておらず、清水端地点の平均渇水流量は27.12m<sup>3</sup>/s、平均低水流量は35.91 m<sup>3</sup>/sである。

### 正常流量の基準地点

基準地点は、以下の点を勘案して清水端地点とする。

- ① 過去の水文資料が十分に備わっており、また、将来においても管理・観測が適正に行うことができる地点
- ② 釜無川及び笛吹川の合流による流況の変化や、大規模取水の取水前後に位置し、流量の管理・監視が行いやすい地点
- ③ 河川水の利用が行われている地域に隣接している地点

### 流況(清水端(流域面積2,179.1km<sup>2</sup>) H15~R4)

近年渇水被害は発生しておらず、平均渇水流量27.12m<sup>3</sup>/s、平均低水流量35.91m<sup>3</sup>/sとなっている。

	豊水	平水	低水	渇水
平均	63.68	45.31	35.91	27.12
最大	79.16	59.86	48.44	33.95
最小	46.44	35.67	29.97	19.36
1/10	48.70	37.78	31.74	22.43

※統計期間：H15~R4(20年間)、清水端地点流域面積：2,179.1km<sup>2</sup>

### 維持流量の設定

項目	検討内容・決定根拠等
①動植物の生息地又は生息地の状況及び漁業	アユ、ウグイの移動および産卵等に必要な流量
②景観	アンケート調査等を踏まえ、良好な景観を確保するために必要な流量を設定
③流水の清潔の保持	環境基準(BOD75%値)の2倍値を満足するために必要な流量を設定
④舟運	確保すべき舟運はない。
⑤塩害の防止	塩害被害の発生状況は確認されていない
⑥河口閉塞の防止	富士川河口部において、河口閉塞は確認されていない
⑦河川管理施設の保護	対象となる河川管理施設が存在しない。
⑧地下水位の維持	河川流量と地下水位に明確な連動関係性が見られない。

#### 水利流量の設定

最新の水利流量 水道・・・ 0.018 m<sup>3</sup>/s 農業・・・ 14.148 m<sup>3</sup>/s  
 富士川の水利用の歴史は古く、江戸時代から各所で取水堰が建設され、灌漑用水の確保が行われてきた。

#### ① 動植物の生息、生育、漁業

代表魚種の必要水理条件より、河川の区分別、期別に必要流量設定のための評価基準(水深・流速)を設定  
 A区間 10月~12月 アユの産卵 11.7m<sup>3</sup>/s

#### ② 景観

フォトモニターによるアンケート調査結果を踏まえ、良好な景観を確保するために必要な流量を設定  
 D区間 6.2m<sup>3</sup>/s



D区間(身延橋)

#### ③ 流水の清潔の保持

将来の流量負荷量を設定し、渇水時において環境基準値の2倍値を満足するために必要な流量を設定  
 A区間 6.8m<sup>3</sup>/s

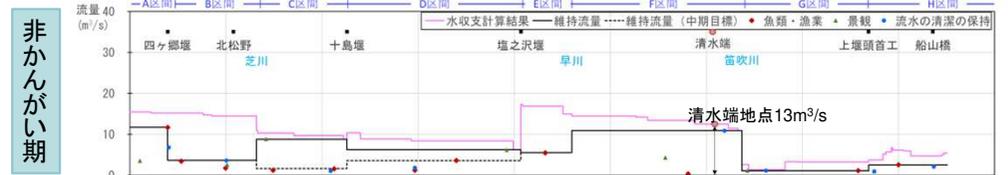
### 正常流量の設定

清水端地点における流量の正常な機能を維持するため、必要な流量は、かんがい期で概ね22m<sup>3</sup>/s、非かんがい期で概ね13m<sup>3</sup>/sとする。

項目	単位	かんがい期	非かんがい期	
		(4~10月)	(11~3月)	
正常流量(最大)	(m <sup>3</sup> /s)	22	13	
	(m <sup>3</sup> /s/100km <sup>2</sup> )	1.01	0.60	
現況流況	平均	(m <sup>3</sup> /s)	74.01	42.09
		(m <sup>3</sup> /s/100km <sup>2</sup> )	3.40	1.93
	W=1/10	(m <sup>3</sup> /s)	53.99	33.66
		(m <sup>3</sup> /s/100km <sup>2</sup> )	2.48	1.54

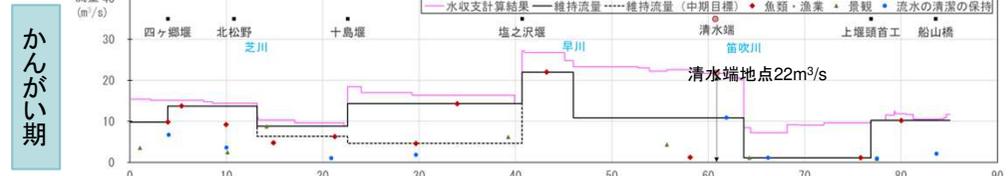
※統計期間：H15~R4(20年間)、w=1/10: H15~R4の第2位、清水端地点流域面積：2,179.1km<sup>2</sup>

#### 非かんがい期



清水端地点13m<sup>3</sup>/s

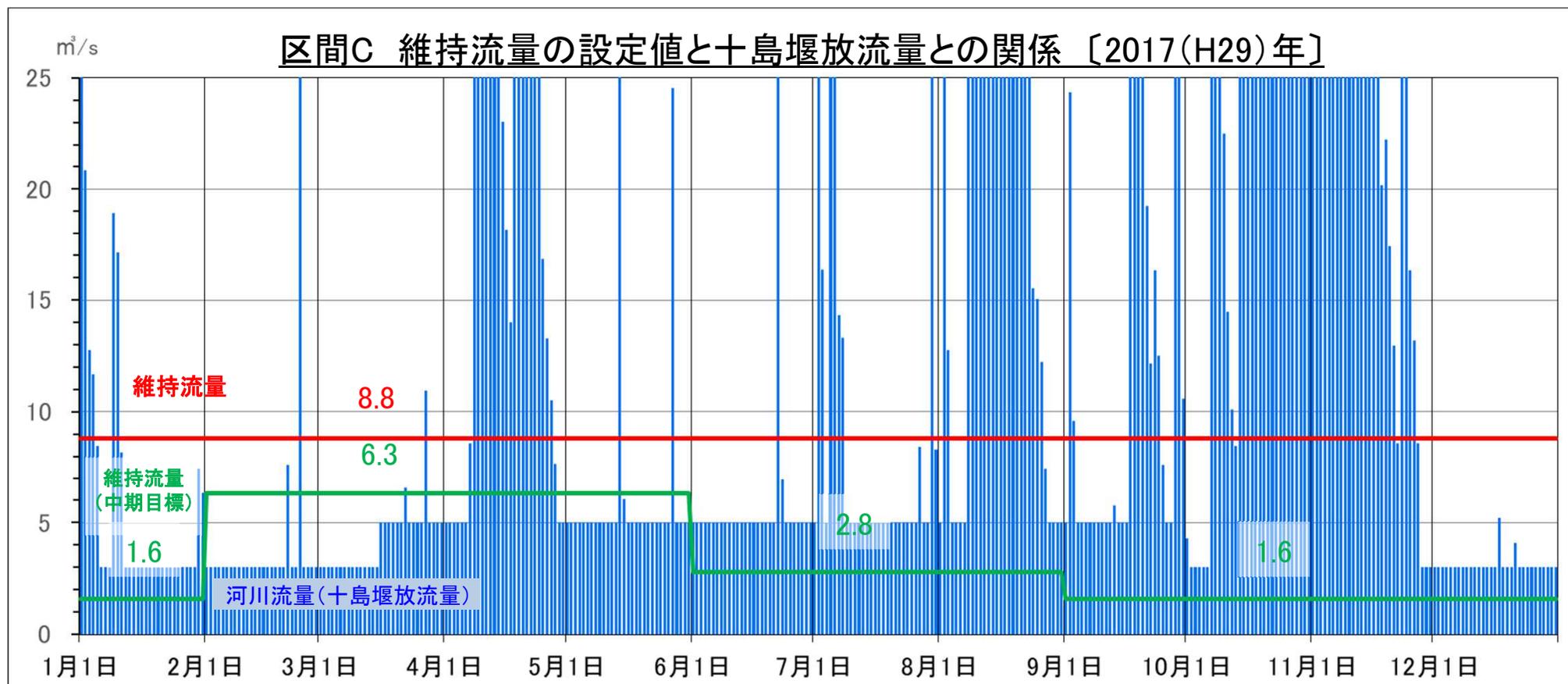
#### かんがい期



清水端地点22m<sup>3</sup>/s

※「水収支計算結果」は、発電取水を行っている塩之沢堰、十島堰の堰下流で水利流量と維持流量を確保した場合を想定しています。

○維持流量の設定区間によっては、既存の水利用による取水の影響を受けて、維持流量に対して現況流量が著しく不足する区間が存在するため、中期目標を設定した。

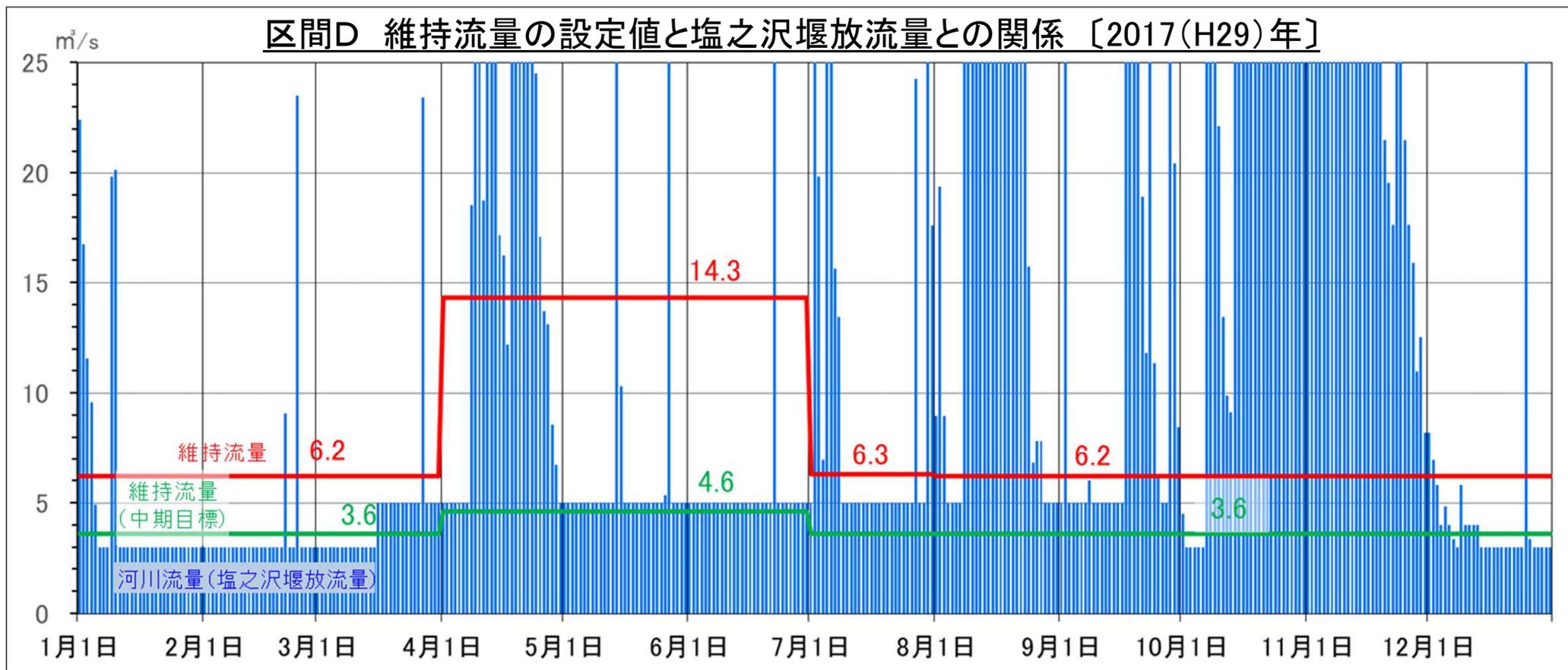


維持流量不足状況	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
月平均不足流量 (m³/s)	2017年	5.1	5.6	4.7	3.2	3.8	3.7	3.5	3.6	3.6	4.8	3.6	5.7	平均 4.2
月間不足日数 (日)	2017年	25	27	30	10	29	29	24	10	17	7	5	31	合計 244

注)2017年は、年間平均流量が10ヶ年中5番目の年である。

区間C: 芝川合流～十島堰

○維持流量の設定区間によっては、既存の水利用による取水の影響を受けて、維持流量に対して現況流量が著しく不足する区間が存在するため、中期目標を設定した。



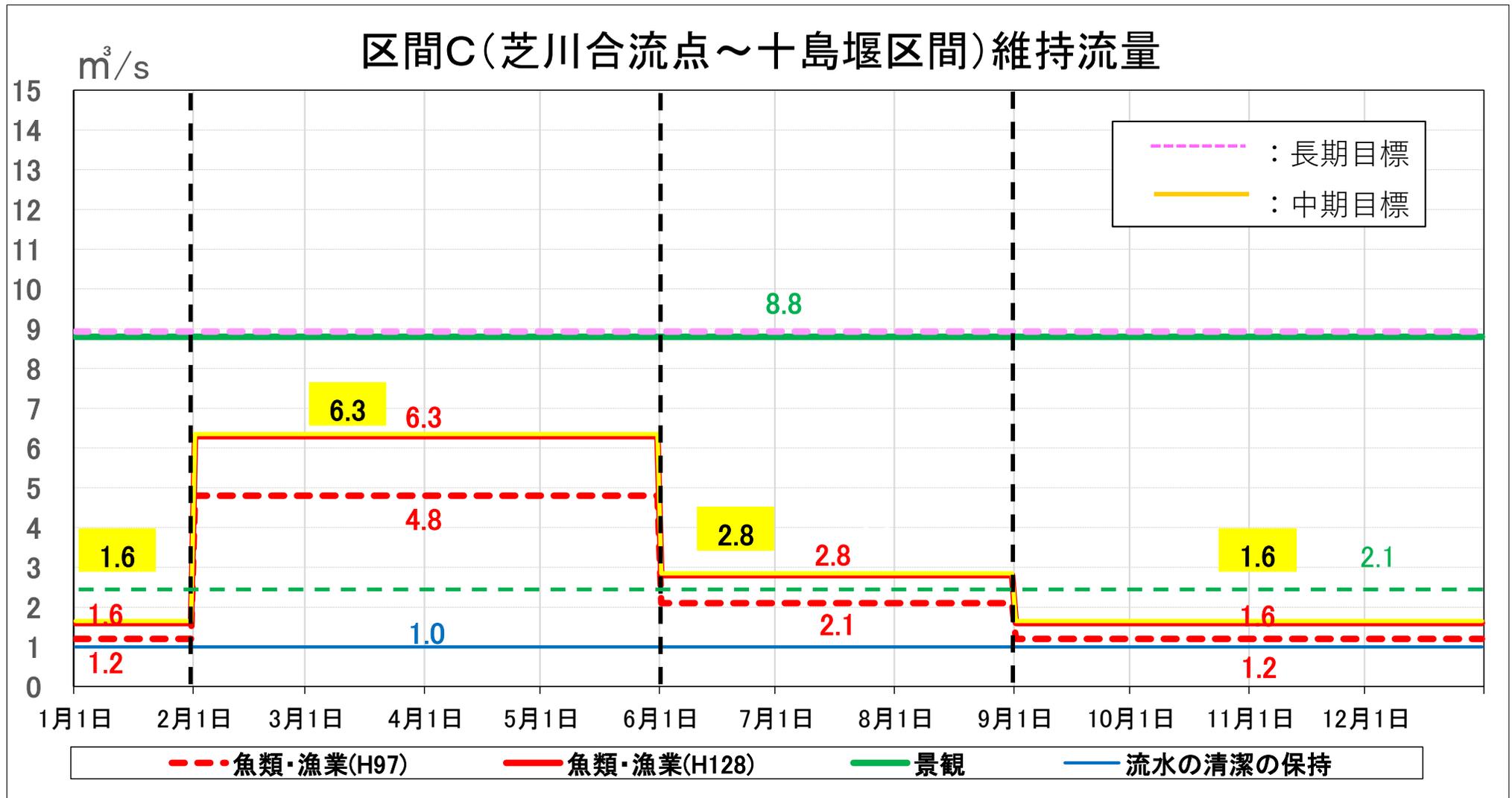
維持流量不足状況	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
月平均不足流量 (m³/s)	3.1	3.2	2.2	7.0	9.1	9.3	1.3	1.2	1.1	3.0	0.0	2.7	平均 3.6
月間不足日数 (日)	25	26	30	13	29	29	21	8	17	6	0	28	合計 232

注)2017年は、年間平均流量が10ヶ年中5番目の年である。

区間D:十島堰～塩之沢堰

○富士川の現況流量と設定値を比較し、著しく不足する区間においては、「動植物の生息地又は生育地の状況」の動植物に係わる項目で中期目標を設定した。

区間C: 富士川(芝川合流点～十島堰区間)



# 維持流量の設定 中期目標の設定

○富士川の現況流量と設定値を比較し、著しく不足する区間においては、「動植物の生息地又は生育地の状況」の動植物に係わる項目で中期目標を設定した。

区間D: 富士川(十島堰～塩之沢堰区間)

